泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村、兵庫県神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市兵庫区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市北区、神戸市中央区、神戸市西区、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、加古郡播磨町、神崎郡市川町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、美方郡新温泉町、奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、葛城市、香芝市、生駒市、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町、日高郡日高町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村、兵庫県神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市兵庫区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市北区、神戸市中央区、神戸市西区、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、加古郡播磨町、神崎郡市川町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、美方郡新温泉町、奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、葛城市、香芝市、生駒市、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町、日高郡日高町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

○総務省告示第四百二十二号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十七日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
秩父ケーブルテレビ株式会社	第ＫＴ０２０２―０２０１号	平成二十七年七月一日	埼玉県秩父市
半原テレビ共同聴視施設組合	第ＫＴ０３０５―０３０１号	平成二十七年九月三十日	神奈川県愛甲郡愛川町半原の一部

○総務省
法務省
経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項の規定により特定認証業務を認定したので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十七日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

1　認定に係る特定認証業務の名称　e-Probatio PSAサービス
2　認定に係る特定認証業務を行う者の名称　株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
3　認定に係る特定認証業務を行う者の住所　大阪府大阪市中央区内本町二丁目２番５号
4　認定の年月日　平成28年11月１日
5　認定が効力を失う時期　平成29年10月31日
6　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）
BFAB　64A5　5FB3　E31B　1855　F0FC　2EBD　52FB　6A49　F24C
7　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）
9850　1923　55FB　4DBD　DE68　4C34　EE2B　98F2　475B　3D7B　3844　920A　C07A　B2E9　C066　DE8A

○法務省告示第五百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

有限会社ミルクランド	北海道厚岸郡浜中町茶内西十三線五十六番地	畜産農業